

第三条の十三中「けん銃等」を「拳銃等」に改める。
 第二章の章名中「銃砲」を「銃砲等」に改める。
 第四条第一項中「する銃砲」を「する銃砲等」に改め、同項第一号中「又は空気銃（空気けん銃を除く。）」を「若しくは空気銃（空気拳銃を除く。）又はクロスボウ」に改め、第五号の二の下に「又は第五号の三」を加え、同項第二号の次に次の一号を加える。
 二の二 動物麻酔又は漁業その他の産業の用途に供するため必要なクロスボウを所持しようとする者

第四条第一項第三号中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同項第四号中「けん銃射撃競技又は空気けん銃射撃競技」を「拳銃射撃競技又は空気拳銃射撃競技」に、「けん銃又は空気けん銃」を「拳銃又は空気拳銃」に改め、同項第五号中「けん銃」を「拳銃」に改め、同項第五号の二中「射撃指導員」を「猟銃等射撃指導員」に改め、同号の次に次の一号を加える。
 五の三 クロスボウ射撃資格者に対するクロスボウの操作及び射撃に関する技能の維持向上並びに所持の許可を受けようとするクロスボウの選定に資するためクロスボウの射撃の指導に従事するクロスボウ射撃指導員で、当該指導の用途に供するためクロスボウを所持しようとするもの

第四条第一項第八号中「銃砲」を「銃砲等」に、「けん銃等」を「拳銃等」に改め、同項第九号及び第十号並びに同条第二項中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同条第五項中「第一項に掲げる業務のため」を「その」に改め、「従業者」の下に「第一項各号に規定する用途に供するため」を加え、「銃砲」を「銃砲等」に、「おいては」を「おける同項の規定による許可については」に改め、「ならない」の下に「ものとする」を加える。
 第四号の二第一項第二号及び第三号中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同条第二項中「又は空気銃」を「若しくは空気銃又はクロスボウ」に改める。
 第四条の四第一項中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者に対し、その所持するクロスボウが当該許可に係るものであることを表示させるため必要がある場合には、内閣府令で定めるところにより、当該許可に係るクロスボウに当該許可に係るものであることを表示するための措置として内閣府令で定めるものを執ることを命ずることができる。
 第五条第一項第三号中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同項第七号中「若しくは第六項」を「第六項若しくは第七項」に改め、同項第九号中「又は第六項」を「第六項又は第七項」に、「銃砲」を「銃砲等」に改め、同条第三項中「変装銃砲刀剣類」を「変装銃砲刀剣類等」に、「銃砲」を「銃砲等」に改め、同条第四項本文中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同項ただし書中「銃砲」を「銃砲等」に、「又は第十条の八」を「第十条の八又は第十条の八の二」に改め、同条第五項中「銃砲」を「銃砲等」に改める。

第五条の二の見出し中「及び空気銃」を「若しくは空気銃又はクロスボウ」に改め、同条第一項中「次の」の下に「各号の」を加え、同条第二項第三号中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同条第三項第六号中「射撃指導員」を「猟銃等射撃指導員」に改め、同条第四項中「こえる」を「超える」に改め、同条第六項中「が空気けん銃」を「が空気拳銃」に、「空気けん銃の」を「空気拳銃の」に、「空気けん銃射撃競技」を「空気拳銃射撃競技」に改め、同条に次の一項を加える。
 7 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、許可をしてはならない。
 一 第五条の三の二第二項の講習修了証明書の交付を受けている者でその交付を受けた日から起算して三年を経過しないもの

二 クロスボウの取扱いに関し、前号に掲げる者と同等以上の知識を有する者として政令で定める者

第五条の三第一項中「許可の」を「当該許可の」に改め、同条の次に次の一条を加える。
 第五号の三の二 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、その管轄区域内に住所を有する者で、第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとするもの又は第七号の三第二項の規定による当該許可の更新を受けようとするものを受講者として、次に掲げる事項に關し必要な知識を修得させるための講習会を開催するものとする。
 一 クロスボウの所持に関する法令
 二 クロスボウの使用、保管等の取扱い

2 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の講習会の講習を受け、その課程を修了した者に対し、講習修了証明書の交付を受けなければならない。
 3 前項の規定による講習修了証明書の交付を受けた者は、当該講習修了証明書の記載事項に変更を生じた場合、当該講習修了証明書を亡失し、若しくは盗み取られた場合又は当該講習修了証明書が滅失した場合においては、その旨を住所を管轄する都道府県公安委員会に届け出て講習修了証明書の書換え又は再交付を受けることができる。
 4 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、第一項の講習会の開催に関する事務の一部を政令で定める者に行わせることができる。
 第五条の四第一項ただし書中「及び第六項」を「第六項及び第七項」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「第五条の三第三項」に改める。
 第六条第一項中「銃砲」を「銃砲等」に改める。

第七条第一項ただし書中「又は空気銃」を「若しくは空気銃」に改め、「とき」の下に「又は同号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対し更に同号の規定によるクロスボウの所持の許可をするとき」を加え、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に、「書換」を「書換え」に改める。
 第七条の二の見出し及び同条第一項並びに第七条の三の見出し並びに同条第一項及び第二項中「又は空気銃」を「若しくは空気銃又はクロスボウ」に改める。
 第八条第一項第一号中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同項第三号中「銃砲」を「銃砲等」に、「基づいて」を「基づいて」に改め、同項第四号及び第五号中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同項第七号中「射撃指導員」を「猟銃等射撃指導員」に改め、同号の次に次の一号を加える。
 七の二 第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けた者が第九条の三の二第二項の規定によりクロスボウ射撃指導員の指定を解除された場合

第八条第二項中「一」を「いづれかに」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「又は空気銃」を「若しくは空気銃又はクロスボウ」に、「まつ消」を「抹消」に改め、同条第六項及び第七項中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同条第八項中「銃砲」を「銃砲等」に改め、捕鯨用標識銃等販売事業者の下に「クロスボウ販売事業者」を加え、同条第九項及び第十項中「銃砲」を「銃砲等」に改める。
 第八条の二第一項及び第二項中「けん銃の」を「拳銃の」に、「けん銃」を「拳銃」に、「けん銃部品」を「拳銃部品」に改め、同条第三項中「けん銃部品」を「拳銃部品」に、「けん銃の」を「拳銃の」に、「けん銃」を「拳銃」に改め、同条第四項中「けん銃部品」を「拳銃部品」に改める。
 第九条第一項中「銃砲」を「銃砲等」に改め、「捕鯨用標識銃等販売事業者」の下に「クロスボウ販売事業者」を加え、「ともに」を「共に」に改め、同条第二項中「又は空気銃」を「若しくは空気銃又はクロスボウ」に改め、「猟銃等販売事業者又は」の下に「クロスボウ販売事業者若しくは」を加え、同条第三項中「捕鯨用標識銃等販売事業者」の下に「クロスボウ販売事業者」を加える。
 第九条の三の見出しを「猟銃等射撃指導員」に改め、同条中「射撃指導員」を「猟銃等射撃指導員」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(クロスボウ射撃指導員)
 第九条の三の二 都道府県公安委員会は、クロスボウの操作及び射撃に関する知識、技能等が内閣府令で定める基準に適合する者を、その者の申請に基づき、クロスボウ射撃指導員として指定することができる。